

# 八戸市復興推進計画

平成29年1月17日  
青森県八戸市

## 1. 計画の区域

八戸市全域

## 2. 計画の目標

平成23年3月11日、東日本を襲ったマグニチュード9.0の東北地方太平洋沖地震により、本市は人的被害や住家被害に加え、港湾・漁港・道路等の各種インフラ施設や公共施設などに大きな被害を受け、被害額は約1,212億円にのぼった。中でも、地域産業においては臨海工業地帯及び漁港地区を中心に工業施設、機械設備などに大きな被害が発生し、その被害額は、約749億円に及んでいる。

かかる状況下、本市経済の一刻も早い復興を図るため、本市の中核的産業を担う立地企業の物流施設の機能強化に資する投資を支援することを通じて、地域経済の活力の再生を推進し、本市の中核的産業を担う立地企業の体質を強化するとともに、被災者の雇用継続及び新規雇用の促進を図ることを当該計画の目標とする。

## 3. 計画の目標を達成するために推進しようとする取組の内容

地域経済の活力の再生を推進し、本市の中核的産業である倉庫業について、立地企業の物流施設の機能強化に資する設備投資等を支援する。

## 4. 計画の区域において、実施し、又はその実施を促進しようとする復興推進事業の内容及び実施主体に関する事項並びに復興推進事業ごとの特例の措置の内容

「復興特区支援貸付事業」

### ①事業の内容

本市に立地する八戸通運株式会社（以下「対象事業者」という）が、本市八戸北インター工業団地において物流倉庫を新設するために必要な資金を貸し付ける事業

### ②貸付けの対象となる事業が計画の目標を達成する上で中核となるものであることの説明

本市の倉庫業は、本市の運輸業・郵便業において従業者数で第4位の本市の中核的産業である。また、対象となる事業は本市の運輸業・郵便業の売上高において約17.4%を占める事業者が実施するものであり、5名を新規雇用する予定である。

このように、対象事業者が実施する事業は、計画の目標にある「地域経済の活力の再

生を推進し、本市の中核的産業を担う立地企業の体質を強化するとともに、被災者の雇用継続及び新規雇用の促進を図る」ために必要かつ有効な事業であるとともに、当該計画の目標達成に大きく寄与するものである。

③施行規則第2条に規定する該当事業

施行規則第2条第6号

④利子補給金の支給を受ける予定の金融機関名

株式会社青森銀行

青い森信用金庫

⑤特別の措置

本事業を実施するものに対して必要な資金（3億円以上）を貸し付ける指定金融機関への復興特区支援利子補給金の支給（法第44条の規定に基づく措置）

5. 当該計画の実施が当該計画の区域における復興の円滑かつ迅速な推進と当該計画の区域の活力の再生に寄与するものである旨の説明

対象事業者は、八戸港を利用した輸出入や国内輸送の増加に対応するため、本市八戸北インター工業団地内に貨物全般を取り扱う新たな物流拠点として、物流倉庫を建設する。

本事業は本市における物流の効率化、円滑化を図るものであり、地域産業への波及効果が大きいと期待される。また、本計画の実施により、対象事業者の物流機能が向上し、雇用の創出及び関連する産業の活性化に結びつくものである。

これらの効果は、本市における復興の円滑かつ迅速な推進と活力の再生に寄与するものである。

6. その他

本計画の策定に際し、法第4条第3項に基づき、青森県の意見を聴取した。

また、本市、株式会社青森銀行、青い森信用金庫、対象事業者を構成員とする八戸市復興推進協議会（地域協議会）において、法第4条第6項の規定に基づく協議を行った。